

船舶事故調査報告書

船種船名 瀬渡船 かもめ丸
船舶番号 295-13493 鹿児島
総トン数 5トン未満（長さ11.20m）

事故種類 釣り客死亡
発生日時 平成23年8月18日 14時32分ごろ
発生場所 鹿児島県瀬戸内町安脚場東方の磯（三角岩）
瀬戸内町所在の皆津埼灯台から真方位256° 1.2海里付近
（概位 北緯28° 06.4′ 東経129° 21.3′）

平成24年11月29日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委 員 横山 鐵 男（部会長）
委 員 庄 司 邦 昭
委 員 根 本 美 奈

要 旨

<概要>

瀬渡船かもめ丸は、船長が1人で乗り組み、安脚場東方の磯（三角岩）で釣りを
行っていた釣り客を乗船させるために接近した際、平成23年8月18日（木）14
時32分ごろ船首の先端部が釣り客と接触し、釣り客が落水して死亡した。

<原因>

本事故は、かもめ丸が、安脚場東方の三角岩において、釣り客を乗船させる際、船
長が、ホースヘッド先端部を釣り客の足下付近に接近させて本船を止めて釣り客を乗
船させようとしたため、釣り客に向けて本船を前進させ、釣り客の付近で停船しよう
としたところ、左舷後方からの波を受けて船体が上昇してホースヘッド先端部が釣り
客の掲げていたクーラーボックスに接触し、釣り客が落水したことにより発生したも
のと考えられる。

船長が、ホースヘッド先端部を釣り客の足下付近に接近させて本船を止めて釣り客を乗船させようとしたのは、釣り客が早く乗船しがっているように見えたこと、及び釣り客が磯釣りに慣れているようにも見えたことによるものと考えられる。

1 船舶事故調査の経過

1.1 船舶事故の概要

瀬渡船かもめ丸は、船長が1人で乗り組み、安脚場東方の磯（三角岩）で釣りを行っていた釣り客を乗船させるために接近した際、平成23年8月18日（木）14時32分ごろ船首の先端部が釣り客と接触し、釣り客が落水して死亡した。

1.2 船舶事故調査の概要

1.2.1 調査組織

運輸安全委員会は、平成23年9月9日、本事故の調査を担当する主管調査官（那覇事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。

1.2.2 調査の実施時期

平成23年11月17日 現場調査及び口述聴取

平成23年11月18日、平成24年7月11日、12日、19日、8月6日、9月19日 口述聴取

平成24年7月26日 回答書受領

1.2.3 原因関係者からの意見聴取

原因関係者から意見聴取を行った。

2 事実情報

2.1 事故の経過

本事故が発生するまでの経過は、かもめ丸（以下「本船」という。）の船長及び釣り客を救助した漁船の船長の口述によれば、次のとおりであった。

本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客1人を乗せ、平成23年8月18日06時50分ごろ、瀬戸内町古仁屋港^{こにや}を出港し、安脚場東方の三角岩と呼称される磯（以下「三角岩」という。）に向かった。

三角岩は、良い釣り場として知られ、北東方から南西方にかけて長さが約25m、幅が約4m、高さが約3mで南西方に向けて低くなっており、満潮時でも海面下に沈むことはなく、海面付近には苔等が付着していた。また、三角岩南西の北側海域は、船舶が航行できない狭い所があった。

船長は、ふだん、瀬渡しをする場合、ホースヘッド*1先端部を磯に押し付けて釣り客に乗降を行わせていた。

船長は、07時30分ごろ三角岩の北側に着き、ホースヘッド先端部を岩に押し付けて釣り客を降ろした後、出迎えの時刻を15時と決めて自宅に戻っていたところ、釣り客から14時30分ごろに迎えに来てほしいと電話連絡を受け、本船で三角岩に向かった。

船長は、14時30分ごろ釣り客を降ろしていた三角岩の北側に着いたところ、釣り客は南側に少し移動しており、釣り客が、自分の立っている場所（以下「収容場所」という。）付近に三角岩の南側から船を寄せるように身振りで要求したため、収容場所に向けて本船を移動させた。

船長は、収容場所に近づき周囲の状況を確認したところ、収容場所の高さがホースヘッド先端部よりも約40cm低かったので、いつものようにホースヘッド先端部を押し付けて乗船させることはできないと思ったが、釣り客がクーラーボックスを胸の前に掲げて持ち、暑さのせいで早く乗船したがっているように見え、また、釣り客が磯釣りには慣れているようにも見えたため、ホースヘッド先端部を釣り客の足下付近に近づけて本船を止めて乗船させようと考えた。

船長は、本船の左舷側から風を受けていたが、操船に影響するものではないと思い、ホースヘッドを釣り客の足下に向けてゆっくり前進させ、釣り客の至近で停船させようとした時、左舷後方から高さ約50cmの波を受けて船体が上昇し、14時32分ごろホースヘッド先端部が釣り客の掲げていたクーラーボックスと接触して釣り客が本船と反対側の海面に転落した。

船長は、釣り客が転落した三角岩南西の北側海域に本船を移動させることができなかったので、ホースヘッド先端部を岩に押し付けられる場所を探して三角岩に降り、大声を出しながら釣り客を探したが、発見することができず、釣り客の釣り具等を船内に回収した後、海上保安庁に通報した。

海上保安庁の巡視艇は、通報後、約15分で三角岩に到着して釣り客の捜索を行い、また、その約5分後に通航中の漁船（以下「救助船」という。）が救助に加わり、救助船の船長が、泳いで付近の捜索を行ったところ、約10分後に岩陰に沈んでいた釣り客を救助して巡視艇に引き渡した。

釣り客は、病院に搬送されたが死亡が確認された。

本事故の発生日時は、平成23年8月18日14時32分ごろで、発生場所は、鹿

*1 「ホースヘッド」とは、瀬渡し船に多く採用されている船首の形状のことをいい、船首の舳先が通常よりも長く造られ、その先端の下部を磯に押し付け、釣り客などを磯に乗下船させる部分であり、手すりなどを設けている。

児島県皆津埼灯台から真方位256° 1.2海里付近であった。

(付図1 事故発生場所図、写真1 本船全体図、写真2 船首の状況 参照)

2.2 人の死亡、行方不明及び負傷に関する情報

死体検案書によれば、釣り客の死因は不明であった。

2.3 船舶等の損傷に関する情報

本船に損傷はなかった。

2.4 乗組員等に関する情報

(1) 性別、年齢、操縦免許証

船長 男性 59歳

一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定

免許登録日 平成9年5月8日

免許証交付日 平成19年2月28日

(平成24年5月7日まで有効)

釣り客 男性 78歳

(2) 主な乗船履歴等

船長の口述によれば、次のとおりであった。

① 主な乗船履歴

平成9年に一級小型船舶操縦士の免許を取得した後、父親と共に海上タクシーと瀬渡船の運航に従事し、父親の仕事を受け継いで海上タクシーの業務を主に行い、瀬渡し業は、主に常連客5～6人を対象にして月に10回ほど休日を中心に行っていた。

② 健康状態

健康状態に問題はなく、視力は両眼共に裸眼で1.5であり、聴力は正常であった。

2.5 船舶等に関する情報

2.5.1 船舶の主要目

船舶番号 295-13493 鹿児島

船籍港 鹿児島県瀬戸内町

所有者 個人所有

総トン数 5トン未満

L×B×D 11.20m×2.80m×0.99m

船	質	F R P		
機	関	ディーゼル機関1基		
出	力	209.62kW		
推	進	器	3翼固定ピッチプロペラ1個	
進	水	年	月	昭和54年9月
最大搭載人員				旅客10人、船員1人、その他0人計11人

2.5.2 積載状態

船長の口述によれば、喫水は船首約0.3m、船尾約1.0mであった。

2.5.3 船橋からの見通しの状態

船長の口述によれば、前方に死角が生じるような構造物はなく、船橋からの見通しは良好であった。

2.5.4 船舶に関するその他の情報

船長の口述によれば、次のとおりであった。

船橋には、レーダー、GPSプロッター等の装備はなく、船長はコンパス及び目視によって航行していた。

本事故発生時には、船体、機関及び機器類に不具合又は故障はなかった。

ホースヘッドは、長さ約1.3m、先端部の下端から水面までの高さ約1.5m、先端部の幅約1.2mであり、先端部に高さ約0.2mのタイヤフェンダーが取り付けられていた。

2.6 釣り客の状況に関する情報

船長の口述によれば、釣り客は、作業服を着用し、滑り止めのスパイクが付いた足袋を履き、釣り竿とクーラーボックスを所持し、救命胴衣は着用していなかった。

2.7 旅客不定期航路事業の許可等の情報

船長の口述によれば、船長は、旅客不定期航路事業の許可を受けて海上タクシーの業務を行っていたが、瀬渡し業を行うための遊漁船業の登録を行っていなかった。船長は、釣り客乗船時に利用者名簿を作成していなかったため、釣り客の名前を知らなかった。

遊漁船業の適正化に関する法律（以下「遊漁船業法」という。）では、瀬渡しなどの遊漁船業を営もうとする者は、都道府県知事の登録を受けなければならないと定められている。

2.8 気象及び海象に関する情報

2.8.1 気象観測値及び潮汐

- (1) 本事故発生場所の北東方約33kmに位置する名瀬測候所における本事故当日の観測値は、次のとおりであった。

07時00分 気温 27.6℃、天気 快晴、風向 南、
風速 3.0 m/s、視界 良好

14時00分 気温 32.4℃、天気 晴れ、風向 北北西、
風速 4.7 m/s、視界 良好

- (2) 潮汐

海上保安庁刊行の潮汐表によれば、本事故当時、発生場所付近における潮汐は、下げ潮の末期であった。

- (3) 気象庁の日本近海の日別海面水温観測値によれば、本事故当時、発生場所付近における海面水温は約28℃であった。

- (4) 波浪観測値

国土交通省港湾局全国港湾海洋波浪情報網（ナウファス）によれば、名瀬における8月18日の三角岩に釣り客を降ろした時刻前後と本事故発生時刻前後の有義波^{*2}及び波向は、次のとおりであった。

07時20分 有義波（波高0.83m、周期6.1s）、波向 240°

07時40分 有義波（波高0.85m、周期6.3s）、波向 282°

14時20分 有義波（波高0.78m、周期5.7s）、波向 287°

14時40分 有義波（波高0.90m、周期5.8s）、波向 286°

2.8.2 乗組員等の観測

船長の口述によれば、本事故当時、発生場所付近における気象は、天気は晴れ、風向は西、視界は良好であり、本船が収容場所に近づいたときは、左舷後方からの波向南の高さ約50cmの波があった。

2.9 事故水域等に関する情報

海上保安庁刊行の海図W230（奄美大島海峡）及び南日本新聞社発行の新鹿児島島の海釣り（大隅半島、種子島、屋久島、奄美諸島）によれば、本事故発生場所付近は、奄美大島海峡の東側の入り口に当たり、良い釣り場になっていた。

^{*2} 「有義波」とは、ある地点で連続する波を観測し、波高の高い方から順に全体の1/3の個数の波（例えば、20分間で100個の波が観測されれば、大きい方の33個の波）を選び、これらの波高及び周期を平均したものをいう。

3 分析

3.1 事故発生の状況

3.1.1 事故発生に至る経過

2.1 から、次のとおりであったものと考えられる。

- (1) 船長は、安脚場東方にある三角岩の北側で釣り客を降ろして自宅に戻っていたところ、釣り客から14時30分ごろに迎えに来てほしいと電話連絡を受けた。
- (2) 船長は、14時30分ごろ釣り客を降ろしていた三角岩の北側に本船で着いたが、釣り客の要求により、釣り客が、移動していた三角岩の南側の収容場所に向けて本船を移動させた。
- (3) 船長は、釣り客の立っている収容場所の高さがホースヘッド先端下部よりも約40cm低く、いつものようにホースヘッド先端部を岩に押し付けて釣り客を乗船させることができなかったことから、ホースヘッド先端部を釣り客の足下付近に接近させて本船を止めて釣り客を乗船させようと考え、釣り客に向けて本船を前進させた。
- (4) 船長は、釣り客の付近で停船しようとしたところ、左舷後方から高さ約50cmの波を受けて船体が上昇し、14時32分ごろ、ホースヘッド先端部が釣り客の掲げていたクーラーボックスに接触し、釣り客が本船と反対側の海面に転落した。
- (5) 船長は、転落した海域に本船を移動させることができなかったので、ホースヘッド先端部を岩に押し付けられる場所で三角岩に降り、釣り客を探したが、発見することができず、海上保安庁に通報した。
- (6) 釣り客は、転落してから約30分後、救助船の船長により岩陰の海中で発見され、病院に搬送されたが死亡が確認された。

3.1.2 事故発生日時及び場所

2.1 から、本事故の発生日時は、平成23年8月18日14時32分ごろで、発生場所は、皆津埼灯台から真方位256° 1.2海里付近であったものと考えられる。

3.1.3 釣り客の死亡に至る状況

2.1 及び2.6 から、次のとおりであった。

本船は、三角岩の釣り客を乗船させるため、釣り客にホースヘッド先端部を接近させていたところ、ホースヘッド先端部が釣り客の掲げていたクーラーボックスに接触して釣り客が落水して死亡したものと考えられる。死体検案書によれば、釣り

客の死因は不明であった。

なお、釣り客は、救命胴衣を着用していなかったものと考えられる。

3.2 事故要因の解析

3.2.1 乗組員及び船舶の状況

(1) 乗組員

2.4から、船長は、適法で有効な海技免状を有していた。船長は、瀬渡し業を行っていたが、遊漁船業法に基づく遊漁船業の登録は行っていなかったものと考えられる。

(2) 船舶

2.5.3及び2.5.4から、船橋からの見通しは良好であり、船体、機関及び機器類に不具合又は故障はなかったものと考えられる。

3.2.2 三角岩の状況

2.1から、釣り客を降ろした安脚場東方の三角岩は、北東方から南西方にかけての長さが約25m、幅が約4mであり、南西方に向けて低くなっているが、満潮時でも海面下に沈むことはなかったものと考えられる。また、三角岩南西の北側海域には、船舶が航行できない狭い所があったものと考えられる。

3.2.3 操船の状況

2.1及び3.1.1から、次のとおりであったものと考えられる。

(1) 船長は、釣り客を迎えるため、釣り客を降ろしていた三角岩の北側に着いたが、釣り客が、移動していた南側の収容場所付近に本船を接近させるように身振りで要求したことから、収容場所に向けて本船を移動させた。

(2) 船長は、収容場所に接近して周囲の状況を確認したところ、釣り客が立っている収容場所の高さがホースヘッド先端下部よりも約40cm低く、いつものようにホースヘッド先端部を岩に押し付けて釣り客を乗船させることはできなかった。

(3) 船長は、釣り客が暑さのせいで早く乗船したがっているように見え、また、釣り客が磯釣りに慣れているようにも見えたことから、ホースヘッド先端部を釣り客の足下付近に接近させて本船を止めて釣り客を乗船させようと考え、釣り客に向けて本船を前進させた。

(4) 船長は、釣り客の付近で停船しようとしたところ、左舷後方から高さ約50cmの波を受けて船体が上昇し、ホースヘッド先端部が釣り客の掲げていたクーラーボックスに接触した。

3.2.4 気象及び海象の状況

2.8から、本事故当時の気象及び海象は、気温約32.4℃、天気は晴れ、西の風約4.7m/s、視界は良好であり、潮汐は、下げ潮の末期で、三角岩の潮高差が釣り客を降ろした時よりも約85cm低くなっており、海面水温は約28℃であったものと考えられる。本船が収容場所に近づいたときは、左舷後方からの波向南の高さ約50cmの波があったものと考えられる。

3.2.5 事故発生に関する解析

2.1及び3.1.1から、次のとおりであったものと考えられる。

- (1) 船長は、釣り客を迎えるため、釣り客を降ろしていた安脚場東方の三角岩北側に本船で着いたが、釣り客が、移動していた南側の収容場所付近に本船を接近させるように身振りで要求したことから、収容場所に向けて本船を移動させた。
- (2) 船長は、収容場所に接近して周囲の状況を確認したところ、釣り客が立っている収容場所の高さがホースヘッド先端下部よりも約40cm低かったので、いつものようにホースヘッド先端部を岩に押し付けて釣り客を乗船させることができなかった。
- (3) 船長は、釣り客が暑さのせいで早く乗船したがっているように見え、また、釣り客が磯釣りに慣れているようにも見えたことから、ホースヘッド先端部を釣り客の足下付近に接近させて本船を止めて釣り客を乗船させようと考え、釣り客に向けて本船を前進させた。
- (4) 船長は、ホースヘッド先端部を釣り客の足下付近に接近させて本船を止めて釣り客を乗船させようとしたことから、釣り客の付近で停船しようとしたところ、左舷後方から高さ約50cmの波を受けて船体が上昇してホースヘッド先端部が釣り客の掲げていたクーラーボックスに接触し、釣り客が落水して死亡した。

4 結 論

4.1 原因

本事故は、本船が、安脚場東方の三角岩において、釣り客を乗船させる際、船長が、ホースヘッド先端部を釣り客の足下付近に接近させて本船を止めて釣り客を乗船させようとしたため、釣り客に向けて本船を前進させ、釣り客の付近で停船しようとしたところ、左舷後方からの波を受けて船体が上昇してホースヘッド先端部が釣り客の掲

げていたクーラーボックスに接触し、釣り客が落水したことにより発生したものと考えられる。

船長が、ホースヘッド先端部を釣り客の足下付近に接近させて本船を止めて釣り客を乗船させようとしたのは、釣り客が早く乗船しがっているように見えたこと、及び釣り客が磯釣りに慣れているようにも見えたことによるものと考えられる。

4.2 その他判明した安全に関する事項

釣り客は、三角岩で本船に乗船する際、救命胴衣を着用していなかったが、着用していれば、落水しても海面に浮くことができ、速やかに救助された可能性があると考えられる。

船長は、瀬渡しを行っていたものの、遊漁船業の登録を行っていなかったが、遊漁船業法に基づき、登録を行う必要がある。

5 再発防止策

本事故は、本船が、安脚場東方の三角岩において、釣り客を乗船させる際、船長が、ホースヘッド先端部を釣り客の足下付近に接近させて本船を止めて釣り客を乗船させようとしたため、釣り客に向けて本船を前進させ、釣り客の付近で停船しようとしたところ、左舷後方からの波を受けて船体が上昇してホースヘッド先端部が釣り客の掲げていたクーラーボックスに接触し、釣り客が落水したことにより発生したものと考えられる。

釣り客は、三角岩で本船に乗船する際、救命胴衣を着用していなかったが、着用していれば、落水しても海面に浮くことができ、速やかに救助された可能性があると考えられる。

船長は、瀬渡しを行っていたものの、遊漁船業の登録を行っていなかったが、遊漁船業法に基づき、登録を行う必要がある。

したがって、今後の同種事故の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。

- (1) 瀬渡船の船長は、岩場等で釣り客を乗船させる際、釣り客に救命胴衣の着用を奨励すること。
- (2) 瀬渡船の船長は、岩場等で釣り客を乗船させる際、釣り客の足下にホースヘッド先端部を接近させる方法は波の状況等を見極めて行わなければ、本船の接近を制御できない場合があるので、慎重に行う必要がある。
- (3) 瀬渡船の船長は、遊漁船業の登録を行い、必要な講習を受講するなどして安全運航に努めること。

付図1 事故発生場所図

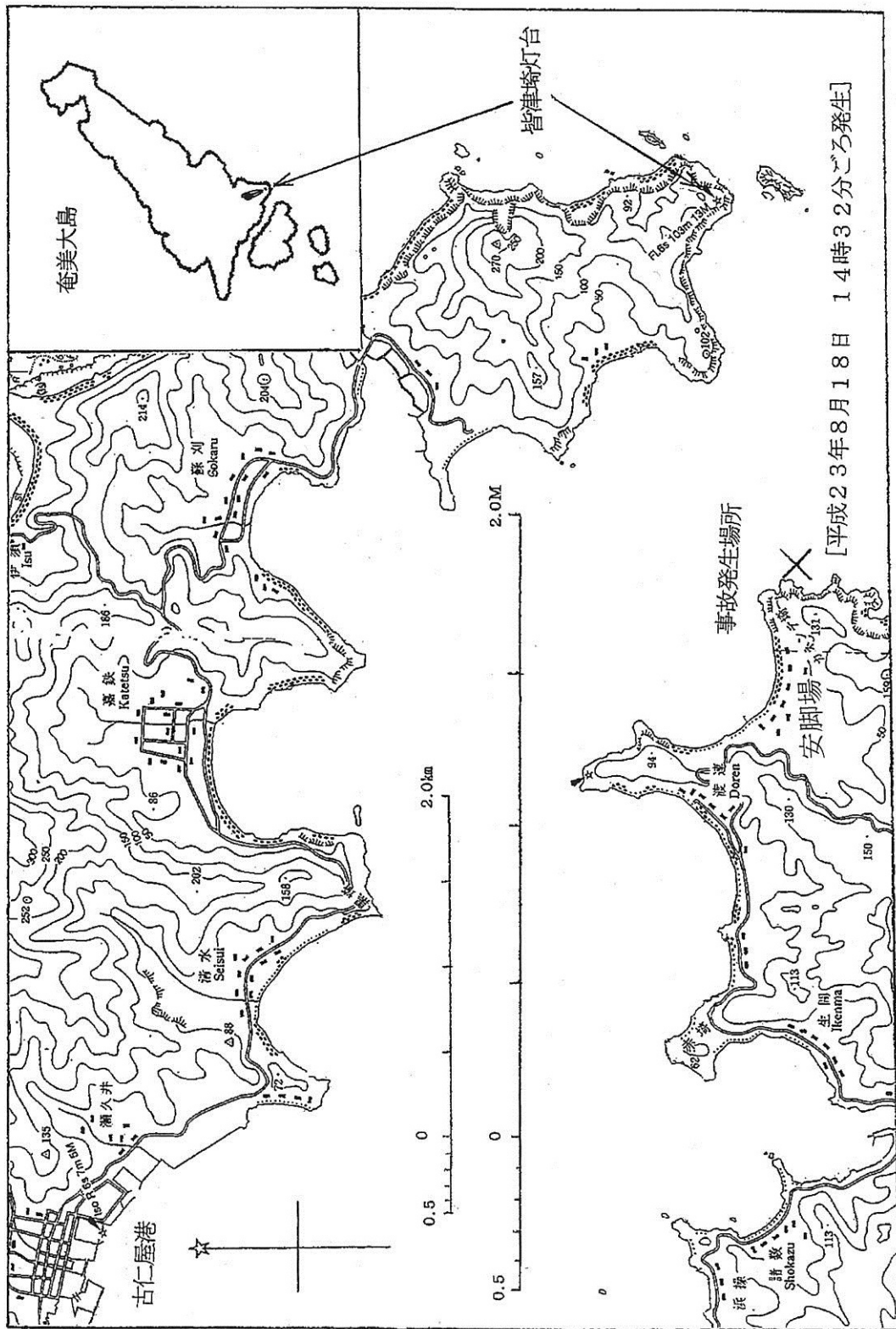


写真1 本船全体図



写真2 船首の状況

